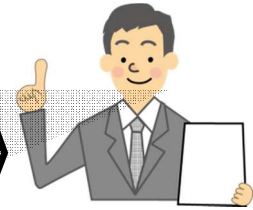


改正案内人がサポートします

新・制度改正《NAVI》



～新・制度改正NAVIでは、人事労務に関する最新の法改正情報をお知らせいたします～

今回は、新年度から変わる雇用保険給付金の取り扱いについてご案内いたします。

(雇用保険法改正)

変更のポイントは2つ

- ① 育児休業給付金の支給率が<引き上げ>となります。
- ② 新しく「就業促進定着手当」ができました。

① 育児休業給付金の支給率が<引き上げ>となります。

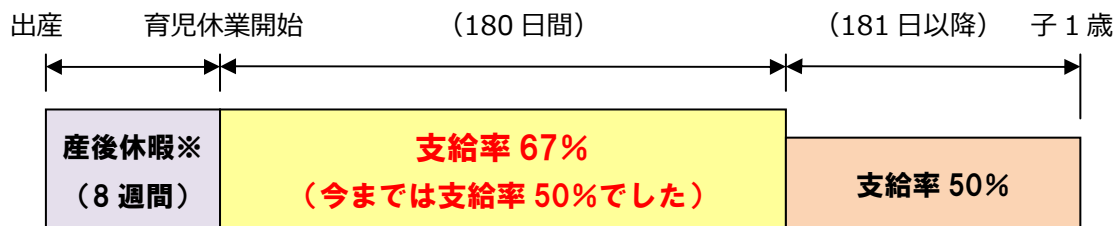
これまでの育児休業給付金は、育児休業全期間について休業開始前の賃金の50%が支給されておりました。

ですが、本年4月1日以降に開始する育児休業(※1)から、育児休業を開始してから180日目まで(※2)は、休業開始時の賃金の67%が支給されることとなります。

※1：平成26年3月31日までに開始された育児休業に関しては、従来通り支給率50%のままとなります。

※2：181日以降は、従来通り支給率50%に戻ります。

<給付のイメージ>



※産後休暇中は、健康保険より出産手当金が支給されます。



② 新しく『就業促進定着手当』が出来ました。

『就業促進定着手当』とは、再就職手当(※)を受給された方を対象に、再就職先に6ヶ月以上雇用されるも、再就職先での賃金が離職前の賃金よりも低い場合に、支給されるものです。

※「再就職手当」とは、安定した職業に就いた場合(1年超雇用されることが確実な場合)に、一定の要件のもとで支給される一時金のことです。

・支給対象者は？

平成26年4月1日以降の再就職で、次の要件をすべて満たしている方

- A.再就職手当の支給を受けていること
- B.再就職の日から、同じ事業主に6ヶ月以上、雇用保険の被保険者として雇用されていること
(ただし、起業により再就職手当を受給した場合は、**対象外**です)
- C.再就職後6ヶ月間の賃金の1日分額が、離職前の賃金日額を下回ること

・支給額は？

〔離職前の賃金日額 — 再就職後6ヶ月間の賃金の1日分の額〕

×再就職後6ヶ月間の賃金の支払基礎となった日額 = 支給額(※)

※支給額には上限がありますので、ご注意ください。

・申請手続きは？

ハローワークから申請書がご自宅へ郵送されます(再就職からおおむね5ヶ月後)。
期限までに必要書類を添えて、ハローワークにて申請手続きを行います。

(郵送でもOK)

なお、申請期限は、

再就職した日から6ヶ月経過した日の翌日から2ヶ月間 です。

※注意！！

申請書の発送先は、「再就職手当の申請書に記載された住所」なので、その後住所変更された場合は、忘れずに郵便局へ転居届をご提出下さい。



社労士による無料相談会を随時開催中です！

まずはご連絡ください！心よりお待ちしております。
TEL：03-3694-6091
メール：info@yamadasougou.co.jp